

# (仮称) 町田市屋外広告物条例 (案) の解説

この資料では、(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案) (以下、「町田市条例」と言う。) のうち、現行の東京都屋外広告物条例 (以下、「東京都条例」と言う。) と異なる内容について、条項ごとに背景や内容の解説を行います。

案の全文は、17 ページ以降に掲載してあります。

## 第2条 (用語の定義)

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)	東京都屋外広告物条例
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (3) 略 <u>(4) 屋外広告物等 略</u> <u>(5) 広告塔 略</u> <u>(6) 広告板等 略</u> <u>(7) 小型広告板 略</u> <u>(8) 立看板等 略</u> <u>(9) はり紙 略</u> <u>(10) はり札等 略</u> <u>(11) 広告旗 略</u> <u>(12) 広告幕 略</u> <u>(13) 宣伝車利用広告 略</u> <u>(14) 車体利用広告 略</u> <u>(15) アドバルーン 略</u> <u>(16) アーチ 略</u> <u>(17) 装飾街路灯 略</u> <u>(18) 店頭装飾 略</u> <u>(19) プロジェクションマッピング 略</u>	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一~三 略

### 【解説】

広告物の種類についての定義を追加します。各定義の内容は、17 ページにある案の全文でご確認ください。

## 第7条（禁止区域）

第7条では、屋外広告物法第3条第1項の規定に基づいて、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する地域、区域又は場所を定めます。町田市独自の屋外広告物条例を制定するにあたって、現行の東京都条例で定めている禁止区域のうち、町田市では該当の無い区域について、記載を削除します。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)	東京都屋外広告物条例
<p>(禁止区域)</p> <p>第7条 次に掲げる地域、<u>区域</u>又は場所に、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区。ただし、風致地区にあつては、<u>市長</u>の指定する区域を除く。</p>	<p>(禁止区域)</p> <p>第六条 次に掲げる地域又は場所に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>都市計画法第八条第一項第六号の規定により定められた景観地区のうち知事の指定する区域、景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であつて同法第七十五条第一項に規定する条例により規制を受ける地域のうち知事の指定する区域、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百十一号）第一条の規定による改正前の都市計画法第八条第一項第六号の規定により定められた美観地区（以下「旧美観地区」という。）及び都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区。ただし、<u>旧美観地区及び</u>風致地区にあつては、<u>知事</u>の指定する区域を除く。</u></p>

### 【解説】

「景観地区」は現在町田市において指定されていないこと、「準景観地区」は全域が都市計画区域である町田市において指定されないこと、「旧美観地区」は町田市内に存在せず、法令上も新たに決定できるものではないことから、それぞれ記載を削除します。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)	東京都屋外広告物条例
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第六条</p> <p>三 <u>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九</u></p>

	<u>号) 第二十五条第一項第十一号の規定により保安林として指定された森林のある地域</u>
--	--

【解説】

東京都条例の第6条3号において、森林法第25条第11号の規定に基づき「名所又は旧跡の風致の保存」のために指定された保安林を禁止区域としていましたが、この保安林は町田市域には存在せず、新たに指定される可能性も低いため、町田市条例においては削除します。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)	東京都屋外広告物条例
<u>(削除)</u>	第六条 <u>八 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十条第一項の規定により指定された国立公園及び国定公園の特別地域並びに同法第七十三条第一項の規定により指定された東京都立自然公園の特別地域</u>

【解説】

東京都条例の第6条第8号においては自然公園法の規定に基づく国立公園、国定公園及び東京都立自然公園の特別地域を禁止区域としていましたが、これらは町田市域には存在せず、新たに地域が指定される可能性も低いため、町田市条例においては削除します。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)	東京都屋外広告物条例
第7条 (8) 道路、鉄道及び軌道の路線用地	第六条 十 道路、鉄道及び軌道の路線用地。 <u>ただし、第八条第二号に掲げる地域を除く。</u>

【解説】

道路、鉄道及び軌道（路面電車やモノレール等）の路線用地を禁止区域とします。

東京都条例では、ただし書きで「許可区域」とした区域を除くとしていますが、現時点において道路、鉄道及び軌道の路線用地に許可区域は指定されていません。第28条の許可の特例を活用することで代替できると考えられることから、町田市条例ではただし書きを削除します。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)	東京都屋外広告物条例
第7条 (9) 前号の路線用地に接続する地域で、	第六条 十一 前号の路線用地に接続する地域で、 <u>知</u>

市長が指定する区域。	事の定める範囲内にあるもの。ただし、第八条第二号に掲げる地域を除く。
------------	------------------------------------

【解説】

道路、鉄道及び軌道の沿道や沿線のうち、市長が定める範囲を禁止区域とします。町田市内においては東名高速道路の沿道 500m の範囲内が禁止区域となります。

東京都条例では、ただし書きで「許可区域」とした道路、鉄道及び軌道の路線用地を除くとしていますが、「市長の定める範囲」の指定内容で代替できると考えられることから、町田市条例ではただし書きを削除します。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案) ※新設
第7条 (10) 町田市景観条例(平成21年6月町田市条例第23号)第36条第2項の規定により地域景観資源として登録された地域、区域又は場所及びこれらの周辺で市長が指定する区域

【解説】

町田市独自の禁止区域として「地域景観資源\*及びその周囲で市長の定める範囲内にある地域」を追加します。地域景観資源の保全のため、広告物の表示等を禁止する必要がある場合は、市長が禁止区域として定めることができるようになります。

## 第8条 (禁止物件)

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案) ※新設
(禁止物件) 第8条 次に掲げる物件には、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。 (5) 町田市景観条例第36条第2項の規定により登録された地域景観資源のうち、市長が指定する物件

【解説】

屋外広告物法第3条第2項の規定に基づいて、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する物件を定めます。町田市条例では、「地域景観資源\*であって市長の指定する物件」を追加します。地域景観資源の保全のため、広告物の表示等を禁止する必要がある場合は、市長が禁止物件として指定することができるようになります。

※地域景観資源とは、地域の景観を特徴づけ、市民に親しまれている自然資源、施設、景勝地などで、保全する必要があるとして、景観条例に基づいて登録されたもののことです。

## 第9条（屋外広告物の表示等の制限）

(仮称) 町田市屋外広告物条例（案）	東京都屋外広告物条例
<p><u>（屋外広告物の表示等の制限）</u></p> <p>第9条 <u>市の区域内（第7条各号に掲げる地域、区域又は場所を除く。）において、屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p>	<p><u>（許可区域）</u></p> <p>第八条 <u>次に掲げる地域又は場所（第六条各号に掲げる地域又は場所を除く。）に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>一 特別区、市及び町の区域</p> <p>二 道路、鉄道及び軌道の路線用地並びにこれらに接続する地域で、知事の定める範囲内にある地域</p> <p>三 自然公園法第五条第一項又は第二項の規定により指定された国立公園又は国定公園の区域及び同法第七十二条の規定により指定された東京都立自然公園の区域</p> <p>四 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画の区域のうち、知事の指定する区域</p>

### 【解説】

禁止区域以外の地域や場所においては、屋外広告物法第4条の規定に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置について許可を受けなければならないとすることができる、とされています。

この許可を要する地域や場所（許可区域）として、東京都条例では第8条において「特別区、市及び町の区域」ほか4点を規定していますが、町田市は禁止区域を除く全域が許可区域に相当することから、町田市条例では、許可区域の列挙を行わない形に記載を変更します。

具体的には、禁止区域を除く市の区域内において、屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとします。

## 第11条 (街並み景観ガイドライン対象区域における基準)

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)	東京都屋外広告物条例
<p>(街並み景観ガイドライン対象区域における基準)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、東京のしゃれた街並みづくり推進条例(平成15年東京都条例第30号)第27条第2項の規定により承認された街並み景観ガイドラインの内容として定められた屋外広告物等の事項が、良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を防止するために特に必要であると認める場合には、当該事項を、この条例の規定による当該区域に係る<u>屋外</u>広告物等の基準として規則で定めることができる。</p>	<p>(広告誘導地区等における基準)</p> <p>第十一条 <u>知事は、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要であると認める場合には、一定の区域を広告誘導地区として指定し、当該区域における広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項を誘導方針として定めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する広告誘導地区において、土地、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物(以下「建築物」という。)、工作物又は広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、前項に規定する誘導方針に則して、規則で定めるところにより、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項を合意書として定めることができる。</u></p> <p>3 <u>知事は、前項の規定により定められた合意書の内容又は東京のしゃれた街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第二十七条第二項の規定により承認された街並み景観ガイドラインの内容として定められた広告物等の事項が、良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を防止するために特に必要であると認める場合には、当該事項を、この条例の規定による当該区域に係る広告物等の基準として規則で定めることができる。</u></p>

### 【解説】

東京のしゃれた街並みづくり推進条例の規定により承認された街並み景観ガイドラインの内容として定められた屋外広告物等の事項を、町田市条例の許可基準として定めることができる旨を規定しています。なお、東京都条例では、特定の地区において屋外広告物等の

基準を定める広告誘導地区（東京都条例第11条第1項及び同条第2項）の制度が設けられていますが、町田市条例においては、町田市景観条例に基づく景観形成誘導地区を活用することで同じ目的を達成できることから、広告誘導地区に関する規定を設けないこととします。

第13条 (エリアマネジメント広告活用計画) ※新設

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)
(エリアマネジメント広告活用計画)
第13条 まちづくりの推進を図る活動等を行うことを目的とする一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他規則で定める団体(以下これらを「まちづくり団体」という。)は、エリアマネジメント広告(屋外広告物等であつて、その広告料収入を地域における公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てるものをいう。以下同じ。)の活用を図るため、市長の認定を受けてエリアマネジメント広告の活用に係る計画(以下「エリアマネジメント広告活用計画」という。)を策定することができる。

【解説】

公共空間に屋外広告物を設置し、その広告料収入をまちづくりの財源に充当することで、良好な景観の演出とまちづくり資金の確保を両輪で進める取り組みが全国各地で行われています。これらの取り組みは、「エリアマネジメント広告」と呼ばれています。

町田駅周辺ではペDESTリアンデッキや原町田大通りの空間を使ってエリアマネジメント広告の取り組みが始まっており、今後、町田駅周辺でエリアマネジメント広告の活用を更に推進するとともに、市内の他の拠点等でもエリアマネジメント広告を活用しやすい環境を整える必要があります。

地区のエリアマネジメントに取り組む団体が町田市長の認定を受けてエリアマネジメント広告活用計画を策定できる旨を定めます。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)
第13条
2 前項の認定を受けようとするまちづくり団体は、次に掲げる事項を定めたエリアマネジメント広告活用計画の案を添えて、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
(1) エリアマネジメント広告活用計画を推進する地区(第28条第1号において「推進地区」という。)の名称、位置及び区域
(2) エリアマネジメント広告活用計画の期間
(3) エリアマネジメント広告の活用に係る方針
(4) エリアマネジメント広告の表示の場所、位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する基準(以下「表示基準」という。)
(5) エリアマネジメント広告を表示し、又は設置することができる建築物その他の工作物等
(6) エリアマネジメント広告の表示又は設置に係る自主審査の実施体制
(7) エリアマネジメント広告の広告料収入を活用した地域における公共的な取組に係る

## 事業計画

### (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める 事項

#### 【解説】

市長の認定を受けるための申請について定めます。エリアマネジメント広告活用計画の認定を申請する場合には、エリアマネジメント広告活用計画の案を添えることとし、当該計画には、エリアマネジメント広告活用計画の名称・位置・区域のほか、エリアマネジメント広告の活用に係る方針、エリアマネジメント広告の表示基準、表示基準が適用される建築物その他の工作物等、エリアマネジメント広告の自主審査の実施体制、エリアマネジメント広告の広告料収入を活用した地域における公共的な取組に係る事業計画などを記載します。

なお、申請の手続きについては、施行規則に定めます。

#### (仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

##### 第13条

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るエリアマネジメント広告活用計画の案が、市長が別に定める基準を満たすものであると認めるときは、当該エリアマネジメント広告活用計画を認定することができる。この場合において、市長は、あらかじめ町田市街づくり景観審議会条例（令和●年●月町田市条例第●号）第●条の町田市街づくり景観審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、その答申を経るものとする。

#### 【解説】

エリアマネジメント広告活用計画の認定について定めます。町田市は、地区のエリアマネジメントに取り組む団体からエリアマネジメント広告活用計画の認定の申請を受けた場合、添えられたエリアマネジメント広告活用計画の案を審査し、(仮称) 町田市街づくり景観審議会から答申を受けた上で、エリアマネジメント広告活用計画を認定することができます。

#### (仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

##### 第13条

4 まちづくり団体は、前項の規定により認定されたエリアマネジメント広告活用計画の変更（軽微な変更を除く。）を行おうとするときは、あらかじめ変更の内容について市長の認定を受けなければならない。

#### 【解説】

エリアマネジメント広告活用計画の変更について定めます。認定済みのエリアマネジメント広告活用計画について、まちづくり団体が計画の内容を変更しようとする場合は、変更内容が軽微である場合を除き、再度、町田市の認定を受けなければなりません。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

第13条

**5 第2項及び第3項の規定は、前項の認定について準用する。**

【解説】

エリアマネジメント広告活用計画を変更する場合について定めます。第13条第4項の規定に基づいてエリアマネジメント広告活用計画の変更について認定の申請があった場合、町田市は当該計画の内容を審査し、(仮称) 町田市街づくり景観審議会から承認を得た上で、変更されたエリアマネジメント広告活用計画を認定することができます。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

第13条

**6 市長は、まちづくり団体に対し、第3項(前項において準用する場合を含む。第9項及び第19条第4号において同じ。)の規定により認定されたエリアマネジメント広告活用計画(以下「認定活用計画」という。)に基づくエリアマネジメント広告の表示又は設置の状況及び地域における公共的な取組の実施状況について報告を求めることができる。**

【解説】

エリアマネジメント広告の運用状況等の報告について定めます。エリアマネジメント広告活用計画の対象となる区域においては、広告料収入を地域における公共的な取組に活用することを踏まえて、禁止区域である道路上での屋外広告物等の表示・設置などを特別に許可します。エリアマネジメント広告活用計画の適正な運用を確認するために、町田市がまちづくり団体に対して、エリアマネジメント広告の表示・設置の状況、地域における公共的な取組の実施内容について報告を求めることができることとします。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

第13条

**7 まちづくり団体は、市長に対し、認定を受けた計画の表示基準の運用等について、規則で定めるところにより、技術的援助その他の必要な支援を行うよう求めることができる。**

【解説】

エリアマネジメント広告活用計画の運用に対する支援の申請について定めます。まちづくり団体が、エリアマネジメント広告の運用等にあたって町田市に技術的援助等を申請できることとします。具体的な手続きについては、施行規則に定めます。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

第13条

8 市長は、前項の規定による支援の求めがあったときは、町田市景観条例第31条第1項の町田市景観アドバイザーをまちづくり団体に派遣することができる。

【解説】

第7項に基づいて支援を求められた場合、景観アドバイザーを派遣することができることを定めます。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

第13条

9 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3項の規定による認定を取り消すことができる。

(1) まちづくり団体が第6項の報告を正当な理由なく行わないとき。

(2) まちづくり団体による第6項の報告の内容が認定活用計画に適合しないと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認定を取り消すことが適当であると認めるとき。

【解説】

町田市の発意によるエリアマネジメント広告活用計画の認定の取り消しについて定めます。取り消しは、まちづくり団体が、町田市から求められたエリアマネジメント広告の表示又は設置の状況及び地域における公共的な取組の実施状況についての報告を怠った場合や、その報告の内容が計画に適合しない場合などにできることとします。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

第13条

10 まちづくり団体は、認定活用計画を廃止しようとするときは、あらかじめ当該認定活用計画の廃止について市長の承認を得なければならない。

【解説】

エリアマネジメント広告活用計画の廃止について定めています。まちづくり団体が計画を廃止する際には、あらかじめ市長の承認を得る必要があります。

**第17条（路線用地に接続する区域において許可を受けて表示し、又は設置することができる屋外広告物等）**

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)	東京都屋外広告物条例
<p>第17条 <u>第7条の規定にかかわらず、同条第9号に掲げる区域に接続する路線用地から展望できない屋外広告物等（前3条及び次条に規定するものを除く。）</u> については、市長の許可を受けたときは、<u>第7条第9号に掲げる区域（同条第1号から第7号まで、第10号及び第11号に掲げる地域又は場所を除く。）</u> において表示し、又は設置することができる。</p>	<p>第十六条 <u>次に掲げる広告物等（前三条及び次条に規定するものを除く。）</u>は、<u>第六条の規定にかかわらず、知事の許可を受けたときは、同条第十号及び第十一号に掲げる地域（同条第一号から第九号まで及び第十二号に掲げる地域又は場所を除く。）</u> に表示し、又は設置することができる。ただし、<u>第一号に掲げる広告物等の許可の基準は、規則で定める。</u></p> <p>一 <u>第六条第十号に規定する道路の路線用地及び同条第十一号に規定する道路の路線用地に接続する地域で、かつ、都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化調整区域に表示し、又は設置する広告物等</u></p> <p>二 <u>第六条第十一号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、当該広告物等を表示し、又は設置する当該地域の路線用地から展望できないもの（前号に掲げるものを除く。）</u></p>

**【解説】**

東京都条例では、第16条第1号として、都市計画法に基づく市街化調整区域内の道路の路線用地とそこに接続する地域に表示又は設置する広告物、第2号として、道路、鉄道や軌道の路線用地に接続する地域に表示又は設置し、路線用地から見ることができない広告物を、許可を受ければ表示等することができるとしています。

町田市では、東京都条例第16条第1号に該当する広告物が存在しないため、第1号を削除します。

**第23条（屋外広告物の総表示面積の規制）**

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案) ※新設
(屋外広告物等の総表示面積の規制)

第23条 略

2 都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域以外の地域内に表示する屋外広告物等のそれぞれの表示面積の合計は、規則で定める面積を超えてはならない。

【解説】

第23条では、屋外広告物の表示に関する基準の1つとして、屋外広告物等の総表示面積の規制について規定しています。町田市条例では、用途地域が指定されていない区域における屋外広告物等の総表示面積の規制を追加します。

具体的な数値等は、施行規則に規定します。

第28条（許可の特例）

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)	東京都屋外広告物条例
<p>(許可の特例)</p> <p>第28条 <u>第7条、第8条、第22条又は第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等は、市長の許可を受けることにより、表示し、又は設置することができる。</u></p> <p><u>(1) 認定活用計画に係る推進地区において、表示し、又は設置しようとするエリアマネジメント広告で、当該認定活用計画で定める表示基準に適合するもの</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない屋外広告物等で、市長が特に認めるもの</u></p> <p><u>2 市長は、前項第2号に掲げる屋外広告物等について、同項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ審議会に諮問し、その答申を経るものとする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(許可の特例)</p> <p>第三十条 <u>知事は、第六条から第八条まで、第二十一条又は第二十二条の規定にかかわらず、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、当該広告物等の表示又は設置を許可することができる。この場合においては、あらかじめ第五十六条に規定する東京都広告物審議会の議を経るものとする。</u></p> <p>2 略</p>

【解説】

第28条（東京都条例では第30条）では、許可申請に係る広告物等が規則で定める許可基準に適合しない場合などであっても、例外的に許可することができるとする「特例許可」について定めます。

町田市条例では、エリアマネジメント広告の活用を推進するため、第1項第1号にエリアマネジメント広告活用計画に基づき表示・設置されるエリアマネジメント広告に対する特例許可の規定を追加します。

第1項第2号では、規則で定める許可基準に適合しない広告物に対する特例許可について東京都条例から引き継ぎます。

第2項では、第1項第2号に規定する広告物を特例許可する際に、審議会の答申を受ける必要があることを規定します。

## 附則第2項から第8項（経過措置）

(仮称) 町田市屋外広告物条例（案）
(経過措置)
<b>2 施行日前に東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。以下「東京都条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</b>

### 【解説】

附則では、東京都条例から町田市条例に切り替わるにあたって、必要な経過措置を規定しています。

附則第2項では、町田市条例が施行される日より前（町田市条例が施行される日は含めません）に東京都条例の規定によりなされた処分、手続等の行為は、町田市条例において相当する規定によりなされたものと見なす旨を定めています。例えば、町田市条例が施行される日より前に許可申請が出されて、処分が完了していない状態で町田市条例の施行日を迎えた場合、町田市条例の規定に基づいて許可申請があったものとして、許可を出します。ただし、許可基準等については、附則第3項から附則第6項に基づいて東京都条例のものが適用される場合もあります。

(仮称) 町田市屋外広告物条例（案）
<b>3 前項の規定によりこの条例の相当規定によりなされたものとみなされる都条例の規定による屋外広告物等の許可の申請に対し、施行日以後に市長が行う許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、都条例の規定の例による。</b>

### 【解説】

町田市条例が施行される日より前に許可申請が出されて、処分が完了していない状態で町田市条例の施行日を迎えた場合、東京都条例の基準に基づいて許可を出す旨を定めています。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

4 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物等（都条例の規定又は前項の規定による許可を受けて、施行日以後に表示され、又は設置される屋外広告物等を含む。）で、この条例の規定により禁止され、又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則で定める基準等に適合しないことにより表示し、又は設置することができないこととなるものについては、施行日から起算して10年間（都条例の規定又は同項の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物等（以下「旧許可広告物等」という。）にあつては、当該許可の期間）は、なお従前の例により表示し、又は設置しておくことができる。

【解説】

東京都条例の規定に基づいて適法に表示・設置されている屋外広告物等については、10年間は、東京都条例の規定に基づいて引き続き表示・設置を行うことができる旨を定めています。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

5 市長は、旧許可広告物等の許可の期間が満了した場合において、当該屋外広告物等の改修、移転又は除却が容易でないとき、施行日から起算して10年間は、施行日の前日における都条例若しくは都条例に基づく規則で定める許可の基準を、この条例若しくはこの条例に基づく規則で定める許可の基準とみなして、第25条第3項の更新の許可をすることができる。

【解説】

東京都条例の規定に基づいて適法に表示・設置されている屋外広告物等について、改修、移転又は除却が容易でない場合は、10年間は、東京都条例の基準に基づいて更新の許可を得ることができる旨を定めています。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

6 市長は、旧許可広告物等について、第27条の変更又は改造の許可の申請がなされたときは、施行日から起算して10年間は、施行日の前日における都条例若しくは都条例に基づく規則で定める許可の基準を、この条例若しくはこの条例に基づく規則で定める許可の基準とみなして、同条の変更又は改造の許可をすることができる。

【解説】

東京都条例の規定に基づいて適法に表示・設置されている屋外広告物等について、町田市条例第27条の変更又は改造の許可の申請がされた場合は、10年間は、東京都条例の基準に基づいて許可を得ることができる旨を定めています。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

7 施行日前にした都条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【解説】

町田市条例が施行される日より前(町田市条例が施行される日は含めません)に東京都条例に違反している行為に対しては、東京都条例の罰則が適用される旨を定めています。

(仮称) 町田市屋外広告物条例 (案)

8 第40条の規定にかかわらず、市長は、審議会の意見を聴かないで、施行日において、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

(1) 第7条第1号ただし書、第2号ただし書、第3号、第4号若しくは第9号から第11号までの規定による区域若しくは地域の指定若しくは第8条第1項第5号若しくは第9号の規定による物件の指定をすること又は第12条第3項の規定による広告協定の認定をすること。

(2) 第10条若しくは第11条に規定する基準、第22条第1項に規定する規格若しくは同条第2項若しくは第3項に規定する基準又は第23条第1項に規定する基準若しくは同条第2項に規定する面積を定めること。

【解説】

第40条では、禁止区域や禁止物件、広告協定地区を指定する場合や広告物の規格や基準を定める場合に、町田市から(仮称)町田市街づくり景観審議会への意見聴取を義務づけています。

附則第8項は、町田市条例の最初の施行時に限って、第40条に基づく(仮称)町田市街づくり景観審議会への意見聴取を不要とするものです。これは、町田市条例の検討にあたって、条例全体について町田市景観審議会の審議を経ていることから、重複した意見聴取を避けることを意図しています。

## (仮称) 町田市屋外広告物条例(案)の条文

### 町田市屋外広告物条例

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物等について、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づく規制、市民等による自主的な規制その他の必要な事項を定めることにより、町田市(以下「市」という。)の自然、歴史、文化等に配慮した良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 屋外広告業 法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。
- (3) 広告主 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置することを決定し、自ら又は屋外広告業を営む者その他の事業者(以下「屋外広告業者等」という。)に委託する等により、当該屋外広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者をいう。
- (4) 屋外広告物等 屋外広告物及び掲出物件をいう。
- (5) 広告塔 立体の表面を利用して広告内容を表示するもので、広告内容を表示する面(以下この条において「広告表示面」という。)を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔、球形又は多面体であるものをいう。
- (6) 広告板等 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。  
ア 広告表示面が板状のもので、その片面又は両面に広告内容を表示するもの(突出看板を含む。)(次号、第8号又は第10号に掲げるものを除く。)  
イ 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)その他の工作物等の外面に文字、図案等のみを表示するもの
- (7) 小型広告板 広告表示面が板状のもので、その片面に広告内容を表示するもののうち、縦及び横の長さがともに1メートル以下であるもの(次号又は第10号に掲げるものを除く。)をいう。
- (8) 立看板等 紙、布、木、金属等を使用して作成されたものであって、容易に移動させることができる状態で立て、又は建築物その他の物件を利用して立て掛ける立看板その他これに類するもの(これらを支える台を含む。)をいう。
- (9) はり紙 紙等に印刷その他の方法により広告内容を表示した屋外広告物であって、建築物その他の物件に貼付するものをいう。
- (10) はり札等 ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板その他の軽易な材質の板に印刷その他の方法により広告内容を表示した屋外広告物であって、建築物その他の物件に容易に取り外すことができる状態で取り付けるものをいう。
- (11) 広告旗 布、網、ビニール等を使用して作成されたのぼり旗等(広告の表示面積が3平方メートル以下のものに限る。)で、容易に取り外すことができる状態で立て、又は立て掛けて広告内容を表示するもの(これらを支える台を含む。)をいう。
- (12) 広告幕 布、網、ビニール等を使用して作成され

たものに印刷その他の方法により広告内容を表示した屋外広告物(前号に掲げるものを除く。)をいう。

- (13) 宣伝車利用広告 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝自動車の外面を利用する屋外広告物をいう。
- (14) 車体利用広告 電車、バス、乗用自動車又は貨物自動車の外面を利用する屋外広告物をいう。
- (15) アドバルーン 綱をつけた気球を掲揚し、その綱又は気球を利用して広告内容を表示するもの(火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)に適合するものに限る。)をいう。
- (16) アーチ 道路上を横断して表示し、又は設置する屋外広告物等(第12号に該当するものを除く。)をいう。
- (17) 装飾街路灯 屋外広告物等と物理的に分離することができない状態で一体化している街路灯をいう。
- (18) 店頭装飾 店舗の入口周辺に一時的に表示し、又は設置する屋外広告物等で、表示期間が30日を超えないものをいう。
- (19) プロジェクションマッピング 建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示される屋外広告物をいう。  
(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、屋外広告物等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の円滑な実施を図るため、広告主、屋外広告業者等、国、東京都及び近隣の地方公共団体との適切な連携を図るものとする。  
(広告主の責務)

第4条 広告主は、この条例の規定及び当該規定に基づく自主的な規制を遵守するとともに、屋外広告物等の表示又は設置を委託した屋外広告業者等に、この条例の規定を遵守させるために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 広告主は、市がこの条例に基づき実施する屋外広告物等に関する施策に協力するよう努めるものとする。  
(屋外広告業者等の責務)

第5条 屋外広告業者等は、広告主と連携し、この条例の規定及び当該規定に基づく自主的な規制を遵守する責務を有する。

2 屋外広告業者等は、市がこの条例に基づき実施する屋外広告物等に関する施策に協力するよう努めるものとする。  
(市民の責務)

第6条 市民は、市がこの条例に基づき実施する屋外広告物等に関する施策について理解を深めるとともに、これに協力するよう努めるものとする。

#### 第2章 屋外広告物等の制限

(禁止区域)

第7条 次に掲げる地域、区域又は場所においては、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに同項第12号の規定により定められた都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条の規定による特別緑地保全地区。ただし、市長が指定する区域を除く。
- (2) 都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区。ただし、市長が指定する区域を除く。

- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物、同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物若しくは同条第2項の規定により指定された特別史跡名勝天然記念物又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物及びこれらの周辺で市長が指定する区域
- (4) 歴史的価値又は都市における美的価値を有する建造物、文化財庭園その他の施設及びその周辺で市長が指定する区域
- (5) 古墳、墓地、火葬場及び葬儀場並びに社寺、仏堂及び教会の境域
- (6) 市、国又は他の地方公共団体が管理する公園、緑地、運動場、植物園、河川、堤防敷地及び橋台敷地
- (7) 学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館等の建築物の敷地及び官公署の敷地
- (8) 道路、鉄道及び軌道の路線用地
- (9) 前号の路線用地に接続する地域で、市長が指定する区域
- (10) 町田市景観条例（平成21年6月町田市条例第23号）第36条第2項の規定により地域景観資源として登録された地域、区域又は場所及びこれらの周辺で市長が指定する区域
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に指定する地域  
（禁止物件）
- 第8条 次に掲げる物件には、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 橋（橋台及び橋脚を含む。）、高架道路、高架鉄道及び軌道
- (2) 道路標識、信号機及びガードレール
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 町田市景観条例第36条第2項の規定により登録された地域景観資源のうち、市長が指定する物件
- (6) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突及びこれらに類するもの
- (7) 画像及び記念碑
- (8) 石垣及びこれに類するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして市長が指定する物件
- 2 次に掲げる物件には、立看板等、はり紙、はり札等又は広告旗を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 電柱、電話柱、街路灯柱及び消火栓標識
- (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱  
（屋外広告物等の表示等の制限）
- 第9条 市の区域内（第7条各号に掲げる地域、区域又は場所を除く。）において、屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を得なければならない。  
（地区整備計画の区域における基準）
- 第10条 市長は、都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域において、当該地区整備計画の内容として定められた屋外広告物等に関する事項が、良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を防止するために必要であると認める場合は、当該事項をこの条例の規定による当該区域に係る屋外広告物等の基準として町田市規則（以下「規則」という。）で定めることができる。

- （街並み景観ガイドライン対象区域における基準）
- 第11条 市長は、東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年東京都条例第30号）第27条第2項の規定により承認された街並み景観ガイドラインの内容として定められた屋外広告物等に関する事項が、良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を防止するために特に必要であると認める場合は、当該事項をこの条例の規定による当該街並み景観ガイドラインの対象区域に係る屋外広告物等の基準として規則で定めることができる。  
（広告協定）
- 第12条 一定の区域内の土地、建築物、工作物又は屋外広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、地域の良好な環境を形成するため、当該区域内における屋外広告物に関する協定（以下この条及び第19条第3号において「広告協定」という。）を締結したときは、市長に対し、当該協定を認定するよう申請することができる。
- 2 広告協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 広告協定の目的となる区域
- (2) 屋外広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
- (3) 広告協定の有効期間
- (4) 広告協定に違反した場合の措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告協定の実施に関する事項
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該広告協定が地域の良好な環境の形成に寄与すると認めるときは、当該広告協定を認定することができる。
- 4 広告協定に係る土地所有者等は、前項の規定による認定を受けた広告協定の変更（軽微な変更を除く。）を行おうとするときは、あらかじめ変更の内容について市長の認定を受けなければならない。
- 5 第3項の規定は、前項の認定について準用する。
- 6 市長は、第3項（前項において準用する場合を含む。次項、第19条第3号及び第40条第1号において同じ。）の規定により広告協定を認定したときは、当該認定を受けた広告協定に係る土地所有者等に対し、地域の良好な環境を形成するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は助言することができる。
- 6 広告協定に係る土地所有者等は、第3項の規定による認定を受けた広告協定を廃止したときは、当該広告協定の廃止について市長に届け出なければならない。  
（エリアマネジメント広告活用計画）
- 第13条 まちづくりの推進を図る活動等を行うことを目的とする一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他規則で定める団体（以下これらを「まちづくり団体」という。）は、エリアマネジメント広告（屋外広告物等であって、その広告料収入を地域における公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てるものをいう。以下同じ。）の活用を図るため、市長の認定を受けてエリアマネジメント広告の活用に係る計画（以下「エリアマネジメント広告活用計画」という。）を策定することができる。
- 2 前項の認定を受けようとするまちづくり団体は、次に掲げる事項を定めたエリアマネジメント広告活用計画の案を添えて、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- (1) エリアマネジメント広告活用計画を推進する地区

- (第28条第1号において「推進地区」という。)の名称、位置及び区域
- (2) エリアマネジメント広告活用計画の期間
- (3) エリアマネジメント広告の活用に係る方針
- (4) エリアマネジメント広告の表示の場所、位置、形状、面積、色彩、意匠 その他表示の方法に関する基準(以下「表示基準」という。)
- (5) エリアマネジメント広告を表示し、又は設置することができる建築物その他の工作物等
- (6) エリアマネジメント広告の表示又は設置に係る自主審査の実施体制
- (7) エリアマネジメント広告の広告料収入を活用した地域における公共的な取組に係る事業計画
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るエリアマネジメント広告活用計画の案が、市長が別に定める基準を満たすものであると認めるときは、当該エリアマネジメント広告活用計画を認定することができる。この場合において、市長は、あらかじめ町田市街づくり景観審議会条例(令和年月町田市条例第号)第条の町田市街づくり景観審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その答申を経るものとする。
- 4 まちづくり団体は、前項の規定により認定されたエリアマネジメント広告活用計画の変更(軽微な変更を除く。)を行おうとするときは、あらかじめ変更の内容について市長の認定を受けなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の認定について準用する。
- 6 市長は、まちづくり団体に対し、第3項(前項において準用する場合を含む。第9項及び第19条第4号において同じ。)の規定により認定されたエリアマネジメント広告活用計画(以下「認定活用計画」という。)に基づくエリアマネジメント広告の表示又は設置の状況及び地域における公共的な取組の実施状況について報告を求めることができる。
- 7 まちづくり団体は、市長に対し、表示基準の運用等について、規則で定めるところにより、技術的援助その他の必要な支援を行うよう求めることができる。
- 8 市長は、前項の規定による支援の求めがあったときは、町田市景観条例第31条第1項の町田市景観アドバイザーをまちづくり団体に派遣することができる。
- 9 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3項の規定による認定を取り消すことができる。
- (1) まちづくり団体が第6項の報告を正当な理由なく行わないとき。
- (2) まちづくり団体による第6項の報告の内容が認定活用計画に適合しないと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認定を取り消すことが適当であると認めるとき。
- 10 まちづくり団体は、認定活用計画を廃止しようとするときは、あらかじめ当該認定活用計画の廃止について市長の承認を得なければならない。
- (許可を受けずに表示し、又は設置することができる屋外広告物等)
- 第14条 次に掲げる屋外広告物等(第2号から第6号まで及び第8号に掲げる屋外広告物等)にあっては、規則で定める要件を満たすものに限る。)については、第7条から第9条までの規定は、適用しない。
- (1) 他の法令の規定により、表示し、又は設置する屋外広告物等
- (2) 市、国又は他の地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等

- (3) 公益を目的とした集会、行事その他の催しのために表示する立看板等、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕及びアドバルーン
- (4) 公益上必要な施設又は物件に、当該施設又は物件を寄贈した者の氏名(法人にあっては、その名称)を表示する屋外広告物
- (5) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等(第22条第2項において「自家用広告物」という。)
- (6) 自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等
- (7) 冠婚葬祭、祭礼等のために表示し、又は設置する屋外広告物等
- (8) 公益を目的とした集会、行事その他の催しのために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもの
- (許可を受けずに禁止物件以外に表示し、又は設置することができる屋外広告物等)

第15条 次に掲げる屋外広告物等(第1号、第2号及び第4号に掲げる屋外広告物等)にあっては、規則で定める要件を満たすものに限る。)については、第7条及び第9条の規定は、適用しない。

- (1) 講演会、展覧会、音楽会等のために表示し、又は設置する屋外広告物等
- (2) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等
- (3) 人、動物、車両(電車及び自動車を除く。)、船舶等に表示する屋外広告物
- (4) 塀(工事現場の板塀その他これに類する仮囲いを含む。)に表示する屋外広告物
- (禁止区域において許可を受けて表示し、又は設置することができる屋外広告物等)

第16条 次に掲げる屋外広告物等(第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる屋外広告物等)にあっては、規則で定める要件を満たすものに限る。)については、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第7条の規定を適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名又は商標を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (2) 規則で定める道標、案内図板等の屋外広告物等で、公共的目的をもって表示し、又は設置するもの
- (3) 電柱、電話柱、街路灯柱等を利用する屋外広告物等(以下「電柱等利用広告物」という。)で、公衆の利便に供することを目的とするもの
- (4) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等
- (5) 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第3項の規定により指定された専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域のうち、市長が指定する区域に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (6) 規則で定める公益上必要な施設又は物件と一体的に表示し、又は設置する屋外広告物等であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
- (7) 第7条第3号及び第4号に掲げる地域(同条第1号、第2号及び第5号から第10号までに掲げる地域、区域又は場所を除く。)並びに同条第11号に掲げる地域のうち、市長が特に指定する地域に表示する非常利目的のための広告板等
- (路線用地に接続する区域において許可を受けて表示し、又は設置することができる屋外広告物等)

第17条 第7条の規定にかかわらず、同条第9号に掲げる区域に接続する路線用地から展望できない屋外広

告物等（前3条及び次条に規定するものを除く。）については、市長の許可を受けたときは、第7条第9号に掲げる区域（同条第1号から第7号まで、第10号及び第11号に掲げる地域又は場所を除く。）において表示し、又は設置することができる。

（非営利広告物等の表示）

第18条 規則で定める非営利目的のための立看板等、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕及びアドバルーン（次項においてこれらを「非営利広告物等」という。）は、第7条の規定にかかわらず、同条第1号、第3号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる地域又は区域（同条第2号及び第5号から第7号までに掲げる地域、区域又は場所を除く。）において、表示し、又は設置することができる。

2 非営利広告物等については、第9条の規定は、適用しない。

（告示）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 第7条第1号ただし書、第2号ただし書、第3号、第4号又は第9号から第11号までの規定による指定をしたとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したとき。
- (2) 第8条第1項第5号又は第9号の規定による指定をしたとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したとき。
- (3) 第12条第3項の規定による認定をしたとき、又は当該認定に係る広告協定が廃止されたとき。
- (4) 第13条第3項の規定による認定をしたとき、同条第9項の規定による認定の取消しをしたとき、又は認定活用計画が廃止されたとき。
- (5) 第16条第5号又は第7号の規定による指定をしたとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したとき。

（禁止屋外広告物等）

第20条 何人も、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法が景観若しくは風致を害するおそれのある屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

2 何人も、次に掲げる公衆に対し危害を及ぼすおそれのある屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な屋外広告物等
- (2) 構造又は設置の方法が危険な屋外広告物等
- (3) 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある屋外広告物等
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全を阻害するおそれのある屋外広告物等

（管理義務）

第21条 広告主、広告主から委託を受けて屋外広告物等を管理する者又は屋外広告物等の所有者、占有者その他屋外広告物等について権限を有する者（第4章において「所有者等」という。）（以下これらを「屋外広告物の表示者等」という。）は、屋外広告物等に関し、補修、除却その他必要な管理を怠らなようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（規格の設定）

第22条 次に掲げる屋外広告物等について、その表示又は設置の場所、位置、形状、面積、色彩、意匠等の規格を規則で定めたときは、当該屋外広告物等は、当該規格によらなければならない。

- (1) 広告塔
- (2) 広告板等
- (3) 建築物の壁面を利用する屋外広告物等
- (4) 建築物から突出する形式の屋外広告物等
- (5) 電柱等利用広告物
- (6) 標識（バス停留所標識、消火栓標識、避難標識、案内図板等をいう。）を利用する屋外広告物（別表において「標識利用広告物」という。）
- (7) 道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (8) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等
- (9) プロジェクションマッピング
- (10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成又は風致の維持に特に必要なものとして規則で定める屋外広告物等

2 前項の規定にかかわらず、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種住居地域又は第二種住居地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等（自家用広告物、電車並びに路線バス及び観光バスの車体を利用する屋外広告物並びに第15条第4号に規定する屋外広告物を除く。）の表示面積は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、景観法第8条第1項に規定する景観計画に同条第2項第4号イの規定により定めた事項について、規則で基準を定めたときは、屋外広告物等は、当該基準に適合するものでなければならない。

（屋外広告物等の総表示面積の規制）

第23条 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域内にある高さ10メートルを超える建築物に表示し、又は設置する屋外広告物等（表示期間が7日以内であるもの及び第14条第8号に規定するプロジェクションマッピングのうち規則で定めるものを除く。）のそれぞれの表示面積の合計は、一の建築物の壁面の面積に応じて規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

2 都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域以外の地域内に表示する屋外広告物等のそれぞれの表示面積の合計は、規則で定める面積を超えてはならない。

第3章 屋外広告物等の許可等

（許可の申請）

第24条 第9条、第16条又は第17条の許可（以下「屋外広告物等許可」という。）を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

（許可の期間及び条件）

第25条 市長は、屋外広告物等許可を行うに当たっては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を予防するために必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間（以下「許可期間」という。）

は、規則で定める期間の範囲内とし、2年を超えることができない。

3 屋外広告物等許可を受けた者は、市長の許可を受けて、許可期間を更新することができる。この場合において、当該更新の許可の申請は、当該許可期間の満了の日の10日前までに行わなければならない。

4 前条並びに第1項及び第2項の規定は、前項の許可について準用する。

（氏名等の表示）

第26条 屋外広告物等許可を受けた者（前条第3項の許可を受けた者を含む。）は、規則で定めるところにより、氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる

事務所の所在地)、許可期間等を表示しなければならない。

(変更等の許可)

第27条 屋外広告物等許可を受けた後、当該許可に係る屋外広告物の表示の内容に変更を加え、又はその屋外広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定める場合を除き、市長の許可を受けなければならない。

2 第24条及び第25条第1項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の特例)

第28条 第7条、第8条、第22条又は第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等は、市長の許可を受けることにより、表示し、又は設置することができる。

(1) 認定活用計画に係る推進地区において、表示し、又は設置しようとするエリアマネジメント広告で、当該認定活用計画で定める表示基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない屋外広告物等で、市長が特に認めるもの

2 市長は、前項第2号に掲げる屋外広告物等について、同項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ審議会に諮問し、その答申を経るものとする。

3 第24条から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。

(許可申請手数料)

第29条 この条例に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、別表に定めるところにより算出した額の手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出をした政治団体が立看板等、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕及びアドバルーンを表示し、又は設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

(屋外広告物管理者の設置)

第30条 この条例に規定する許可に係る屋外広告物等で、規則で定めるものを表示し、又は設置する者は、規則で定める屋外広告物管理者を置かなければならない。

(除却の義務)

第31条 屋外広告物の表示者等は、許可期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき、又は屋外広告物等の表示若しくは設置が必要でなくなったときは、直ちに屋外広告物等を除却しなければならない。

第4章 監督

(許可の取消し)

第32条 この条例に規定する許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第25条第1項(同条第4項、第27条第2項又は第28条第3項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反したとき。

(2) 第27条第1項の規定に違反したとき。

(3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(5) 許可を受けて表示し、又は設置した屋外広告物等が、景観若しくは風致を著しく害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。

(違反に対する措置)

第33条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定により付した許可の条件に違反した屋外広告物等については、当該屋外広告物の表示者等に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該屋外広告物の表示者等を確認することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(公表)

第34条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた屋外広告物の表示者等が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(屋外広告物等の保管、公告等)

第35条 市長は、法第7条第4項又は第33条第2項の規定により屋外広告物等を除却し、又は除却させたときは、当該屋外広告物等を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた屋外広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定により屋外広告物等を保管したときは、当該屋外広告物等の所有者等に対し当該屋外広告物等を返還するため、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 当該屋外広告物等を除却した日時

(2) 当該屋外広告物等が放置されていた場所

(3) 当該屋外広告物等の名称又は種類及び数量

(4) 当該屋外広告物等の表示内容

(5) 当該屋外広告物等の保管を開始した日及び保管の場所

(6) 前各号に掲げるもののほか、保管した屋外広告物等を返還するため必要と認める事項

3 前項の規定による公告は、同項各号に掲げる事項を、公告の日から2週間(法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物等にあつては、2日間)、町田市公告式条例(昭和33年2月町田市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行われなければならない。

4 法第8条第3項第2号に規定する特に貴重な屋外広告物等について、前項に規定する期間が満了しても、なお当該屋外広告物等の所有者等の氏名、住所等(法人にあつては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等)を確認することができないときは、その公告の要旨を次条第1項第2号に定める期間を経過する日まで、市のホームページに掲載しなければならない。

5 市長は、第3項に規定する方法による公告及び前項に規定する方法による公告の要旨の掲載を行うとともに、規則で定める保管物件一覧表を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(保管した屋外広告物等の売却又は廃棄)

第36条 市長は、前条第1項本文の規定により保管し

た屋外広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は同条第2項の規定による公告の日から次の各号に掲げる屋外広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を経過してもなお当該屋外広告物等を返還することができない場合において、次条に定める評価の方法により評価した屋外広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該屋外広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物等 2日間
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する特に貴重な屋外広告物等 3週間
- (3) 前2号に掲げる屋外広告物等以外の屋外広告物等 2週間

2 市長は、次条の規定により評価した屋外広告物等の価額が著しく低い場合において、前項の規定による屋外広告物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該屋外広告物等を廃棄することができる。

3 第1項の規定により屋外広告物等を売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

4 前条第2項の規定による公告の日から起算して6月を経過してもなお同条第1項の規定により保管した屋外広告物等（第1項の規定により屋外広告物等を売却した代金を含む。以下この項及び第39条において同じ。）を返還することができないときは、当該屋外広告物等の所有権は、市に帰属するものとする。

(保管した屋外広告物等の価額の評価)

第37条 第35条第1項の規定により保管した屋外広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該屋外広告物等の使用期間、損耗の程度その他屋外広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物等の価額の評価に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した屋外広告物等を売却する場合の手続)

第38条 第36条第1項の規定による保管した屋外広告物等の売却については、規則で定める方法によるものとする。

(保管した屋外広告物等を返還する場合の手続)

第39条 市長は、第35条第1項の規定により保管した屋外広告物等を当該屋外広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者が当該屋外広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

## 第5章 雑則

(意見聴取)

第40条 市長は、次に掲げる場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第7条第1号ただし書、第2号ただし書、第3号、第4号若しくは第9号から第11号までの規定による区域若しくは地域の指定若しくは第8条第1項第5号若しくは第9号の規定による物件の指定をしようとするとき、又は第12条第3項の規定による広告協定の認定をしようとするとき。
- (2) 第10条若しくは第11条に規定する基準、第22条第1項に規定する規格若しくは同条第2項若しくは第3項に規定する基準又は第23条第1項に規定する基準若しくは同条第2項に規定する面積を定め、又はこれを変更しようとするとき。

(報告等の徴収)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告物の表示者等から報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、屋外広告物等の存する土地又は建築物に立ち入らせ、屋外広告物等を検査し、又は屋外広告物の表示者等に対する質問を行わせることができる。

2 前項の規定による立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

(罰金)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条又は第8条第1項の規定に違反した者（第7条各号に掲げる地域、区域若しくは場所又は第8条第1項各号に掲げる物件に立看板等、はり紙、はり札等又は広告旗を表示し、又は設置した者を除く。）

(2) 第9条の許可を受けずに、屋外広告物等を表示し、又は設置した者

(3) 第20条第2項の規定に違反した者

(4) 第27条第1項の許可を受けずに、表示の内容に変更を加え、又は屋外広告物等を改造し、若しくは移転した者

(5) 第33条第1項の規定による命令に違反した者

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第41条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(2) 第42条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第47条 第7条の規定に違反して、同条第8号に掲げる地域に立看板等、はり紙、はり札等又は広告旗を表示し、又は設置した屋外広告物の表示者等は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。以下「都条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定によりこの条例の相当規定によりなされたものとみなされる都条例の規定による屋外広告物等

の許可の申請に対し、施行日以後に市長が行う許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、都条例の規定の例による。

- 4 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物等（都条例の規定又は前項の規定による許可を受けて、施行日以後に表示され、又は設置される屋外広告物等を含む。）で、この条例の規定により禁止され、又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則で定める基準等に適合しないことにより表示し、又は設置することができないこととなるものについては、施行日から起算して10年間（都条例の規定又は同項の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物等（以下「旧許可広告物等」という。）にあつては、当該許可の期間）は、なお従前の例により表示し、又は設置しておくことができる。
- 5 市長は、旧許可広告物等の許可の期間が満了した場合において、当該屋外広告物等の改修、移転又は除却が容易でないと認めるときは、施行日から起算して10年間は、施行日の前日における都条例若しくは都条例に基づく規則で定める許可の基準を、この条例若しくはこの条例に基づく規則で定める許可の基準とみなして、第25条第3項の更新の許可をすることができる。
- 6 市長は、旧許可広告物等について、第27条の変更又は改造の許可の申請がなされたときは、施行日から起算して10年間は、施行日の前日における都条例若しくは都条例に基づく規則で定める許可の基準を、この条例若しくはこの条例に基づく規則で定める許可の基準とみなして、同条の変更又は改造の許可をすることができる。
- 7 施行日前にした都条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（指定等の特例）
- 8 第40条の規定にかかわらず、市長は、審議会の意見を聴かないで、施行日において、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 第7条第1号ただし書、第2号ただし書、第3号、第4号若しくは第9号から第11号までの規定による区域若しくは地域の指定若しくは第8条第1項第5号若しくは第9号の規定による物件の指定をすること又は第12条第3項の規定による広告協定の認定をすること。
- (2) 第10条若しくは第11条に規定する基準、第22条第1項に規定する規格若しくは同条第2項若しくは第3項に規定する基準又は第23条第1項に規定する基準若しくは同条第2項に規定する面積を定めること。

別表（第29条関係）

屋外広告物等の種類	許可申請手数料の金額
1 広告塔及び広告板等	面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円
2 小型広告板	1枚につき 400円
3 立看板等	1枚につき 450円
4 はり紙及びはり札等	50枚までごとにつき 2,250円
5 広告旗	1本につき 450円
6 広告幕	1張につき 990円
7 電柱等利用広告物	1個につき 310円
8 標識利用広告物	1個につき 210円

9 宣伝車利用広告	1台につき 4,950円
10 バス又は電車の車体利用広告で、当該バス又は電車に取り付けた長方形の枠を利用する方式によるもの	1枚につき 610円
11 10の項に掲げるもの以外の車体利用広告	1台につき 1,950円
12 アドバルーン	1個につき 2,850円
13 アーチ	1基につき 10,630円
14 装飾街路灯	1基につき 5,010円
15 店頭装飾	1基につき 19,800円
16 プロジェクションマッピング	表示面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円。ただし、表示面積1,000平方メートルを超えるものにあつては、644,000円

備考 許可の申請に係る屋外広告物等が、この表の左欄に掲げる屋外広告物等の種類の2以上の項に該当するときは、当該各項に定めるところにより算出した額のうちいずれか最も低い額を当該屋外広告物等の許可申請手数料とする。